

『落合新聞』の研究（3）

A Study of the “Ochiai Shinbun” (3)

福井 延幸

(Nobuyuki FUKUI)

キーワード：落合新聞、地下鉄建設、落合処理場、1960年代、インフラ整備

Key Words: Ochiai Shinbun, Construction of the subway, Ochiai Sewage plant,
The 1960s, Infrastructure

1. はじめに

『落合新聞』は下落合在住であった竹田助雄によって昭和37年から昭和42年にかけて50号にわたり発行されていた落合地域とその周辺の事柄について取材し、その記事を掲載したローカル新聞である。まちに関することから取材し記事として掲載し、まちについて考えて各種の提案を行い、結果として高度経済成長期の落合地域の変容を記録することとなった『落合新聞』の活動は、「町の利益」について考え、それを新聞の発行で守っていこうとする姿勢を持つものであった。

『落合新聞』の目的について、昭和38年1月27日第7号1面では、「落合とその周辺の沿革、および現勢を伝えることを目的とする。」と一文にて表明されている。昭和37年5月3日創刊号1面「発刊に際して」でも「われわれの新聞がその町の利益を擁護する公器であって一向にさしつかえないはずである」という。発行人である竹田助雄の問題意識は、郷土の歴史とインフラ整備、環境、防犯、地方政治などの地域の諸問題について「町の利益を擁護する」ことにあった。

この『落合新聞』が発行されていた昭和37年から昭和42年にかけての期間は、日本の高度経済成長期の只中であり、図らずも『落合新聞』は高度経済成長期の中で大きく変容していく落合地域を記録していくことになった。50号を数える紙面には落合地域の姿を大きく変えることとなったインフラ整備が次々進められていく「現勢」がさまざまな形で記載されている。

前稿では、放射七号線建設とそれに伴う歩道橋の建設について論じてきたが、本稿では前稿に引き続き、1960年代の落合地域で進められたインフラ整備について、『落合新聞』に掲載された地下鉄建設、落合処理場建設に焦点をあてて落合地域の人々が体験した高度経済成長期の諸相について考察していく。

Ⅱ. 地下鉄建設

1. 地下鉄5号線

(1) 5号線建設の経緯

地下鉄5号線とは現在の東京メトロ東西線であるが、この路線の建設計画については、大正8年の『東京市内外交通ニ関スル調査書』の第十四表「東京市内外高速鉄道計画線路表」¹⁾の池袋洲崎線までさかのぼることができる。この時の区間又は経由箇所として池袋、目白、江戸川橋、大曲、飯田町、九段坂、錦町三丁目、大手門、永代橋、洲崎が挙げられている。同附図第四号「東京市内道路蒸気鉄道電気鉄道及高速鉄道計画図」をみると池袋から南下し、目白―高田馬場の間地点より東行し、現在の東西線にあたるルートを経由し、洲崎（現・東陽町）まで至るものであった。その後、同様の路線は大正9年告示の「東京市区改正設計高速鉄道網」²⁾、大正14年内務省告示の「東京都市計画高速度交通機関路線図」³⁾、昭和16年の帝都高速度交通営団発足後の「緊急施行路線図」⁴⁾にもみられる。戦後、昭和21年12月7日の戦災復興院告示第252号「東京復興都市計画高速鉄道網」で決定され、第5号線中野区中野駅前（中野駅付近）―深川区東陽町二丁目間となった⁵⁾。

昭和31年8月の都市交通審議会第一次答申では、「都市計画第5号線は、「中野、高田馬場方面、下板橋、巣鴨方面および江東、東陽町方面と都心を結ぶもの」として昭和39年から着手し、昭和46年までに完成すべきものとされた。」⁶⁾その後、昭和32年6月の東京都市計画高速鉄道網の改訂で「第5号線については、本線中野区中野駅付近・江東区東陽町間の経過地が高田馬場駅、富坂町、水道橋駅、神保町を経過して東京駅に接続し、さらに日本橋から茅場町付近を経由していたのを、高田馬場駅、戸塚町、飯田橋を経過して大手町から日本橋、茅場町を経由する」⁷⁾ことに改められた。昭和37年6月の都市交通審議会答申第6号で、「第5号線については、中野から高田馬場、飯田橋、大手町、茅場町および東陽町を経て船橋方面に向う約30キロの路線とし、将来国鉄総武線の混雑緩和もはかることとされた。」⁸⁾という総武線のバイパスとしての役割を担う路線とされた⁹⁾。

この間、営団は昭和35年8月東西線中野・東陽町間の建設計画を決定し、昭和37年10月19日建設工事に着手した。このうち、高田馬場・九段下間営業キロ4.8キロを昭和39年12月23日に、中野・高田馬場間営業キロ3.9キロおよび九段下・竹橋間営業キロ1.0キロを昭和41年3月16日に、竹橋・大手町間営業キロ1.0キロを昭和41年10月1日に、それぞれ運輸営業を開始し、昭和42年9月14日大手町・東陽町間営業キロ5.1キロを完成、東西線中野・東陽町間営業キロ15.8キロの運輸営業を開始した。

この5号線の路線名については、「昭和39年10月27日、都市計画第5号線中野・東陽町間の路線を「東西線」と決定した。」¹⁰⁾「落合駅」の呼称に関しては、「昭和40年11月17日開通区間の駅名をそれぞれ「中野」、「落合」、「竹橋」と呼称することに決定した。」¹¹⁾のである。

（2）5号線の用地買収・補償

5号線の用地買収および補償について『東京地下鉄道東西線建設史』によれば、「中野・西船橋間31.8キロのうち中野・東陽町間16.8キロの用地買収および補償については、昭和37年12月から用地交渉を開始した。」¹²⁾という。中でも『落合新聞』の取材対象範囲である地域については、文園町（筆者註 現・中野六丁目）・落合駅間について、「中野駅坑口付近から早稲田通りまでの民有地の用地取得については、坑口付近では土被りが浅いため土地買収とし、その他は地下使用としてそれぞれ個別に折衝した。この地区は、一部商店を除いては、大部分が住宅街で、しかも関係者は336人と多数のうえ、そのほとんどが勤労者で、交渉は夜間、休日に限られ、かなりの日時を要した。また、地下使用地区では戦前からの建物が多く、工事後復帰の際、道路環境、建ぺい率等建築基準法の制限で従来の建物規模が確保できないなどの理由により交渉は難航したが、昭和39年5月にはこの地区の用地取得を完了した。」¹³⁾とある。さらに上落合二丁目・戸塚四丁目間については、「この地区は、上落合二丁目商店街から、中小工場、アパート、住宅等の存在する地域を通り戸塚4丁目に至る区間で、地下使用ならびに建物撤去移転等の補償を行なった。関係者の業種も多く、折衝時間は不規則であり、また、借地境界の確認訴訟、地目の変換手続、権利不確定の借家間人の処理等もあって折衝は難航したが、昭和38年10月全部の補償を完了した。」¹⁴⁾とあり、用地買収および補償については昭和37年12月から始まり、遅くとも昭和39年5月にはその作業を終えている。放射七号線建設に関する補償問題については紙数を費やしている『落合新聞』ではあるが、この間の地下鉄建設に関する用地買収・補償については一切記事の掲載はない。

（3）『落合新聞』にみる5号線建設

地下鉄5号線について、『落合新聞』は1・16・22・34・48の5号にわたって記事を掲載している。記事の初出は、昭和37年5月3日第1号1面「将来は地下鉄を大泉まで」の小野田増太郎氏談である。

「新道路について都議会議員小野田増太郎氏は次のように語った。第一に道路に当たった方には誠に気の毒だと思っている。地上物件については現在民間の方（価格評価に詳しい専門家）を加えた審議会があって予算を組んでいるが、私としてはでき得るかぎり多くとることを運動したい。この道路には将来地下鉄を通す。つまり中野から九段一飯田橋一高田馬場一大泉への線と、大手町一総武線にもつなぐ。」

というものである。この記事は、放射七号線建設に関連したものであるが、建設に関する補償に関連して触れられている地下鉄とはその経路からみて、当時、建設工事着手直前の5号線のことだが、高田馬場から大泉方面への延伸を小野田増太郎都議会議員は述べている。しかし、総武線のバイパス的な役割を持つ東西線は大泉方面への延伸が言われたことはなく、あくまで

も地域の期待のあらわれ、あるいは議員としての政策の表明であろう。都市交通審議会答申6号が同年6月8日に答申され、その際に答申される後述の8号線（現・東京メトロ有楽町線）の経路もまだ明らかではない段階である。大泉方面への地下鉄の延伸は練馬区の悲願ともいわれるが、このころには地域の強い要望がすでにみられるのである。

地下鉄建設の具体的な進捗を伝えるものとしては、昭和39年1月20日第16号1面「中野高田馬場間は上落合に停車場 地下鉄五号線」の見出しで、

「中野高田馬場間には六号環状線（山手通り）と昭和通り（筆者註 現・早稲田通り）の交差点に島式停留所が出来る。出入口は中野住吉町と桜山町側に各一カ所、上落合側に一カ所計三カ所で停留所の名称はまだ決まっていない。事務的には「上落合停留所」として扱われている。」「停留所の名称を定めるのは地元の意向を考慮して営団がきめこれを運輸省の認可を得て決定される。」「地下鉄五号線の経路は、中野から昭和通りをくぐり、高田馬場に出、早稲田、九段、大手町、茅場町から隅田川を渡り深川の東陽町に至る全長十六、六キロ。開通は四一年春の予定。総予算約六百五十億円、一メートルにつき三百九十万円の建設費になっている。ほかの地下鉄に比べ五号線が最も単価が高いのは、中央線と直通運転を行うため列車は十両編成となるので駅その他の建設費規模が大きくなるから。この線が出来ると立川、浅川方面へ乗換えなしで行かれることになる。」

と、駅出入口の位置や駅名決定までの予定、中央線（総武線）との直通運転について触れられている。いずれも地域に関わる大きな問題である。また、同面では「五号線の出土品」の小見出しで、

「三十八年三月、早稲田の穴八幡附近で、約五万年前の洪積層から「カキ」「赤貝」などの化石が出た。この辺からは神田川附近から貝がらや化石が出る可能性は十分にある。汚水処理場本館工事のときも、地下十メートル位掘った時貝がらが沢山出てきた。また昭和通り附近はむかしは小さな古墳が沢山あったからこれに関係するものが出るかも知れない。しかし古墳の多くは道路からはずれているので出ないかもしれない。」

と、地下鉄建設に際して出土した遺物についても報じている。『落合新聞』創刊以前に着工の落合処理場本館工事の出土品にも触れられている。『落合新聞』は地域の歴史についての関心が高いが、ここにもその一端があらわれている。

ついで、昭和39年7月27日第22号1面「地下鉄五号線 高田馬場～九段下間十二月開通予定」の見出しで、

「帝都高速度交通営団発行「メトロニュース」には地下鉄第五号線に関し次のように発

表している。中野～深川東陽町間一六・六キロはごく一部を除いて全線工事中。そのうち、高田馬場～九段下間五・四キロは本年十二月開通を予定し工事を急いでいる。なお、九段～大手町間一・七キロは四十年十二月、全線は四十一年三月それぞれ開通の予定。同線は中野駅で中央線と接続し三鷹まで列車の相互直通運転を行い、ラッシュ時は一〇両編成になる。将来は東陽町から船橋方面まで延長、総武線と連絡する計画も予定している。」

と、営団発行の「メトロニュース」をひきながら再度、直通運転について伝えている。直通運転に大きな関心を寄せている。さらに、落合駅新設工事完成の昭和41年3月10日の直前となる昭和41年2月8日第34号1面「地下鉄五号線中野～高田馬場 ただいま内装中 駅名は「おちあい」」では、

「地下鉄五号線中野～東陽町間一六・八キロのうち中野～高田馬場間四・一キロの工事は、軌条、架線布設もおわり、構内ではタイルの貼付け、ホームの整備、塗装など内装工事が行われている。駅名は「おちあい」と決まる。開通は三月中旬。中野、高田馬場間と同時に九段下より一つ先の竹橋まで〇・七キロも開通する。中央線と相互直通運転、荻窪～竹橋間は五月頃、荻窪～大手町間は秋頃の予定。」

と、決定した駅名について報じている。

そして昭和42年8月10日第48号1面「大手町～東陽町 九月中旬開通 地下鉄五号線」では、

「帝都高速度交通営団では中野～東陽町間一六・八キロのうち残り部分、大手町～東陽町五・六キロを四十二年末開通の予定で工事を急いでいたが、早くも本年九月には開通の運びとなった。大手町～東陽町間の工費は車輛費を含め三百二十三億六千三百万円。一キロ当たり五十七億七千九百万円。船橋までは四十四年春開通の予定。」

と、『落合新聞』が終刊を迎えるにあたって地下鉄建設関連の総括をするのである。

しかし、不思議なことに昭和41年3月16日の落合駅開業についての記事は掲載がない。放射七号線開通、落合処理場の運転開始と公園の開放、おとめ山保全、児童遊園の開園ではその区切りとなる記事の掲載があるが、この地下鉄5号線に関しては、それにあたる記事の掲載はない。地域にとって利便性は増すが、地下鉄5号線は目に見える形で地域共同体を破壊するようなものではなく「町の利益」にそぐわないものではないため、『落合新聞』の関心もあまり高いものとは言えず、工事の進捗の紹介という姿勢にとどまった。

2. 地下鉄8号線

(1) 8号線建設の経緯について

地下鉄8号線とは現在の東京メトロ有楽町線であるが、その計画は、昭和37年6月8日の都市交通審議会答申第6号で「中村橋方面より目白、飯田橋及び浅草橋の各方面を経て錦糸町方面に至る路線」¹⁵⁾として新たに追加された。昭和37年8月29日建設省告示第2187号には、番号8として、練馬区中村北三丁目（中村橋駅付近）を起点とし、墨田区江東橋（錦糸町駅付近）を終点とする路線が記載されているが、主な経過地として「江古田、西落合、椎名町、目白駅、江戸川橋、飯田橋駅、神保町、須田町、東両国緑町各付近」¹⁶⁾が記載されている。

昭和43年4月10日の都市交通審議会答申第10号では、それまで第10号線であった路線を第8号線に変更し、「(8号線)成増及び練馬の各方面より向原及び池袋の各方面を經由し、また、中村橋方面より目白方面を經由し、護国寺、飯田橋、市ヶ谷、永田町、有楽町及び銀座の各方面を経て明石町方面に至る路線 なお、本路線中中村橋・護国寺間については、輸送需要、宅地の開発等を考慮し、将来中村橋及び護国寺からの路線の延伸等を検討することとする。」¹⁷⁾とある。この答申に沿って東京都都市計画地方審議会は審議を進め、その結果は昭和43年12月28日の建設省告示第3731号により告示された。そこには第8号線の分岐線の1つとして練馬区中村北三丁目（中村橋付近）を起点とし、文京区音羽二丁目を終点する路線が記載されているが、主な経過地として「南長崎五丁目、目白三丁目各付近」¹⁸⁾が記載されている。

昭和47年3月1日の都市交通審議会答申第15号による東京都市交通圏内の高速鉄道網の整備計画には、8号線は、

保谷—中村橋—練馬—向原—池袋—護国寺—飯田橋—市ヶ谷—永田町

—有楽町—銀座—明石町—月島—豊洲 { 辰巳—湾岸…海浜ニュータウン
東陽町—千田町—住吉町—錦糸町—押上—亀有

(保谷—練馬は、西武池袋線の複々線化を行なうものとする。)とある。また、12号線（都営大江戸線）は、

新宿—西大久保—柳町—春日—御徒町—蔵前—森下町—清澄町—門前仲町—月島—浜松町—麻布—六本木—青山—丁目—

信濃町—代々木—新宿—東中野 { 西落合—練馬—豊島園—高松町
護国寺—目白東—目白

とされ、「なお、高松町より大泉方面への延伸を検討する。」¹⁹⁾とある。その要旨としては、「第8号線成増、練馬～明石町方面及び中村橋方面～明石町方面各間を保谷～湾岸及び豊洲～亀有間に改める。(中村橋～護国寺間を削除し護国寺～目白間は第12号線になる。また、成増～向原間は第13号線になる。なお、保谷～練馬間は、西武池袋線の複々線化を行なうとして)とある。

12号線については「第12号線新宿方面～麻布方面間を環状線とし、新宿から新宿に戻り、さらに、新宿～高松町間及び第8号線から削除した護国寺～目白間を加える改訂をした。（なお、高松町より大泉方面への延伸を検討するとしている。）」²⁰ここで落合周辺の地下鉄建設計画は8号線から12号線、すなわち現在の東京メトロ有楽町線から都営大江戸線に付け替えられることになる。

（2）『落合新聞』の中の8号線

地下鉄8号線について『落合新聞』は9・34・48号の3回にわたって報じている。その計画自体は、前述の都市交通審議会第6号答申として中村橋～江古田～西落合～椎名町～目白～江戸川橋～飯田橋～神保町～須田町～東両国緑町～錦糸町間の告示以降ルートが二転三転している。『落合新聞』発刊時はまだ計画路線であった8号線についての記事は、関係各所への取材を通じて、その路線計画の動向を伝えるものが中心である。

昭和38年4月15日第9号2面「地下鉄八号の陳情署名運動」では、

「豊島区目白町一の一一一八番地「地下鉄八号線原案推進委員会」（飯島保造会長）では先頃から目白通りを中心に「地下鉄は多くの人々の便宜のために」というスローガンをもとに活発な陳情署名活動を展開してきた。これは目白を経て中村橋に抜ける地下鉄八号線施行計画が、池袋方面の一部有力者によって目白方面を通さず池袋へ変更するために都および区議会に請願する運動が活発化してきたために行われたもの。地下鉄八号線とは昭和三十七年八月二十九日建設省告示第二一八七号事業計画のことで、経路は錦糸町を起点とし浅草橋際から水道橋付近を通り目白駅を経て中村橋に抜ける線のこと。この線が中村橋練馬十三間道路間の途中から西武池袋線に廻されようとしていた。飯島会長談「その後関係局長に面会したら、特別の事態が起きない限り原案通り実施すると答えた」

と、ある。この記事は、答申6号が示されて1年もたっていない時期のものであり、目白を経て中村橋に抜けるという当初計画が変更されようとしていることに対して隣接地域である目白地域の「原案推進委員会」による反発について報じている。ルート決定までに水面下でのいろいろな綱引きがあり、地域がその情報に翻弄されている様子がうかがわれる。

次の記事はしばらく間があいて昭和41年2月8日第34号1面「地下鉄八号線 通路は未定」になるが、そこでは、

「目白駅付近を通る予定の地下鉄八号線（中村橋—錦糸町間一七・五キロ）は最近目白通りを中心に放射七号線、長崎寄り、駅の位置等いろいろ噂が立ちこめているので、去る一月十七日上野駅前帝都高速度交通営団に元営団囑託故飯塚巳之助翁（八五才）と共に訪れ真偽を確かめたところ、まだ設計も測量も行われていない。したがってどこを通るかは正

確には未定。』

とあり、地域に地下鉄の経路、駅の設置位置などにいろいろな噂がたっていた様子が記録されている。

8号線に関する最後の記事は、昭和42年8月10日第48号1面「八号線工事許可は秋の見込み」の見出しで、「営団の消息通によれば、地下鉄八号線中村橋～錦糸町間約一七・五キロの工事免許は、今秋にはおり見こみという。」というものであった。翌年4月に都市交通審議会答申第10号が示されるという時期に、終刊に向けて8号線に関する総括記事として掲載された。しかし実際は、前述のとおり昭和43年の答申第10号、昭和47年の答申第15号とルートは二転三転し、有楽町線池袋―銀座一丁目間の工事着工は昭和45年8月19日、その開通は昭和49年10月30日であった²¹⁾。

(3) 地下鉄建設に対する『落合新聞』の姿勢

『落合新聞』は5号線・8号線の地下鉄建設をどのように報じたのであろうか。地下鉄建設は、地域社会発展の基盤となるインフラ整備の1つであり、5号線は銀座線・丸ノ内線・日比谷線に次いでの開業となる。鉄道建設がわれわれに与える印象とは、明治期の文明開化やその後の発展の力強さの象徴であり、現代においては東日本大震災後の三陸鉄道のような復興のシンボルともなっている。鉄道建設での地域への利益誘導のかたちとして「我田引鉄」なる言葉もあり、鉄道が通るか通らないかは地域の盛衰を左右する大問題であるのは今も昔も変わらないだろう。落合地域においても地下鉄建設が地域の発展の象徴の1つとしてとらえられたに違いない。

しかし、5号線に関して『落合新聞』では、建設の進捗状況を伝えるという姿勢に終始している。建設が進行していく中、地下鉄は放射七号線や住居表示問題のように地域を分断するような存在ではないからか、補償問題も報じられることはなく、直通運転についてはたびたび報じられているものの概して冷静な報道姿勢である。

8号線については、『落合新聞』の報道姿勢から落合地域に地下鉄が通ることを望んでいた様子が見て取れる。放射七号線建設関連の記事である昭和39年5月20日第20号1面のコラム「七曲り」の「放七計画と経路の証言」中に「目白通りは抜けないと地下鉄が来なくなる恐れもあるからである。」との一文がある。これは地下鉄が落合地域に通ることを望んでいることの証となるだろう。ここでいう地下鉄とは5号線ではなく8号線のことである。昭和37年の第6号答申以降、目白通りに地下鉄建設計画の噂もあり、周辺地域の動向を報じるとともに、その噂の真偽を確かめるために営団に取材もしている。「町の利益」につながるであろう8号線建設に地域では大きな期待があったのだろうと考えることは想像に難くない。

Ⅲ. 落合処理場建設

1. 処理場建設までの経緯

昭和7年10月1日、荏原郡・豊多摩郡・北豊島郡・南足立郡・南葛飾郡の計5郡31町51村全域を東京市に編入して20区に編成、旧15区をあわせて全35区の大東京市が誕生した。それまで東京市は大正8年4月5日公布、翌年9月1日施行の都市計画法による都市計画事業として²²⁾、明治41年4月11日告示の東京市下水道設計ノ告示²³⁾、昭和5年3月29日告示の東京都市計画郊外下水道²⁴⁾、それに12町の各町別の都市計画下水道²⁵⁾の三本だての下水道計画により事業をすすめてきた。東京都市計画郊外下水道では下水排水区域は砂町系統・三河島系統・石神井系統・羽田系統の4系統に分割されていて、豊多摩郡落合町は石神井系統に含まれていた。豊多摩郡落合町大字下落合に落合唧筒場を設置し、低区域の下水はポンプで南足立郡江北村大字堀ノ内の江北汚水処理場へ導入することとされていた²⁶⁾。昭和10年には都市計画郊外下水道の一部計画変更を行われ、芝浦・三河島・砂町・石神井・羽田の5系統に統合する案が策定された²⁷⁾。

戦後、戦前の下水道三計画体制の一元化のため昭和22年8月に下水課に調査班が設けられ²⁸⁾、昭和24年3月「東京特別都市計画 下水道決定について」が提案された²⁹⁾。第一次案として三河島、砂町両系統は、東京市下水道計画を合体させた従前の計画どおりとする。芝浦、羽田、石神井の三系統については再編成し、新しく落合系統を追加することとした。地勢や地域の発展なども考慮し、妙正寺川・神田川流域を処理区域とする落合系統を設定し汚水処理場を新宿区上落合一丁目付近に計画した³⁰⁾。練馬系統は小台系統に改められ羽田系統を森ヶ崎系統とする第二次案が作成され、芝浦・三河島・砂町・小台・落合・森ヶ崎の6系統とし、各系統ごとに処分場を建設するとした計画案を作成した³¹⁾。ここで初めて下水排水区域として落合系統が登場する。この第二次案は、昭和24年3月31日の東京都市計画地方審議会に上程された。同審議会は、これを詳細に審議するため、特別委員会（委員長飯沼一省）を設置した³²⁾。

一方で、昭和23年ごろ、東京特別都市計画下水道事業として汚水処分場を落合に建設する計画が伝えられ、24年4月、東京都が上落合一丁目地区「下水処理場」計画案を発表すると、地元の落合を中心に結成された建設反対期成同盟は、関係方面に対して陳情、請願を行ったのを初め、反対運動を激しく展開した。新宿区議会は、これに応じて早速、落合糞尿処理場設置反対特別委員会を設置して、対策を協議した。昭和24年5月16日、当時の区議会議長中泉庸之助（日本自由党）が議長となり、「都心新宿区内汚水処分場新設反対新宿区民大会」を開催、設置反対の宣言を満場一致で採択、引き続き陳情書を持って、都庁はじめ関係方面に向かって、むしろ旗を押し立てて一大デモ行進を行った。続いて、6月2日、緊急臨時区議会議が開催され、「汚水処分場設置位置の変更に関する意見書」が提出され、中泉庸之助前議長が提案説明を行って、意見書は全会一致で可決された³³⁾。

東京都は、この騒ぎの中、指定地の近く中落合の西側（目白学園の西）と、それに続く中野

区上高田、通称「ばっけの原」を第2候補地として指定してきた。新たに指定された地区の住民も反対運動に加わって、新たに結成された反対同盟は、新宿区議会をはじめ、関係方面に汚水処分場設置反対の請願及び陳情を提出し、区議会で、昭和24年8月30日に採択された³⁴⁾。

猛烈な反対運動が繰り返される中、特別委員会は、同24年4月の第1回会議から、同25年6月12日の最終会議まで1年余前後10回の会議を開き、地元の反対をはじめ計画案を詳細に検討した³⁵⁾。この結果、落合は周辺への環境対策を考慮することとして特別委員会では敷地の縮小や付近への影響軽減の努力を求める付帯決議をつけて可決された。昭和25年6月19日の地方審議会はこれを満場一致で可決し、建設大臣に答申し、同7月10日付で建設省告示がなされた³⁶⁾。

昭和25年7月10日、戦後の下水道整備の基本となる東京特別都市計画下水道計画は、「施設の配置を考慮するなどできるかぎり処分場の敷地の縮小に努力する」ことを条件に決定された。このため、付帯条件への対応をしめし用地買収などの実行に入ることが、下水道当局者の大きな課題であった。都市計画審議会の過程で、下水道局は汚泥処理施設の機械化、土地の効率的な使用以外にないと判断した。海外先進都市の実情など調査し、汚泥脱水機の導入により、原計画の天日乾燥から機械脱水に変更し、処理施設配置などの検討も行い、敷地の大幅削減計画を立案した。落合処分場では、原計画では道路の付け替えが生ずることから、施設配置の再検討を行った。これらにより落合は道路関係を考慮して若干（約2ha）の減になる敷地計画を策定し、昭和28年10月12日都市計画変更の決定をうけた。その際に「汚水処理場」が「下水処理場」に改訂されている³⁷⁾。

東京都の計画が変更されなかったため、この反対運動はなおも執拗に続けられ、昭和26年2月28日、新宿区議会は、議員提出による落合汚水処分場設置計画変更に関する請願を採択した。これに対して、東京都は、都市計画審議会の答申に基づいて十分検討した結果、選定した場所であり、また技術的地理的に見てこれ以外に適当な土地が見当たらないため、位置の変更を認めないかわり、できるだけ地元要求を聞き入れて、問題を決着したいと考えた。

反対派の出した主な条件は次のようなものであった。

- 1 防臭を完全にするため沈殿池、曝気槽は全部蓋をして、その上は公園にする。
- 2 完成後は、十分な照明施設をつくり、美観の上からも、防犯の上からも、安心して付近を通行できるようにする。
- 3 120戸以上の移転者が出るため、町会の維持が困難になるので、これに対して何らかの処置を講ずること。
- 4 住民の移転補償はもちろん、月見が丘八幡神社の移転についても十分考慮すること。

東京都は、このような条件をほとんど受け入れて着工し、汚水処理場は昭和39年3月の運転開始に向かって進むのである³⁸⁾。

2. 落合処理場の所在地の土地利用の変遷について

上落合一丁目に建設された落合処理場（現・落合水再生センター）であるが、現在の水再生センターがある地域は、住居表示実施前も上落合一丁目である。その変遷をたどると、昭和7年の淀橋区成立で上落合一丁目となるが、それ以前のこの地域はほぼ、豊多摩郡落合村大字上落合字前田（大正13年2月1日町制施行で落合町）にあたる。字前田は神田上水左岸の水田地帯であったが³⁹⁾、この一帯には、明治末まで、黄檗宗黄龍山蓮乗院泰雲寺という名刹が建っていた。創建は元禄以前のことと考えられる泰雲寺は幕末頃より荒廃し、堂塔は朽ち墓地は放置されていたが、明治末に芝白金の瑞祥寺に併合されて廃絶した⁴⁰⁾。

近代以降の同地の利用状況の変遷を地図でたどると、大正14年の『東京府北豊島郡長崎村豊多摩郡落合町』⁴¹⁾ではこの地域には「東京護謨株式会社工場」が見られる。この東京護謨株式会社とは、大正6年に西武グループの創業者である堤康次郎により創立された、現・西武ポリマ化成株式会社である。工場は上落合一一九に大正9年6月に創立された⁴²⁾。昭和4年の『東京府豊多摩郡落合町全図』⁴³⁾には「東京ゴム株式会社」、「昭和電気会社」、「小松製薬場」とある。「昭和電気会社」は上落合一二二に昭和2年4月創立の電球製造工場である⁴⁴⁾。昭和8年の『淀橋区全図』⁴⁵⁾には「東京ゴム株式会社」、「小松製薬所」、他に工場の記号が1つ、昭和10年の『淀橋区詳細図』⁴⁶⁾には「東京ゴム株式会社」の他に工場の記号が2つあるが、昭和16年の『淀橋区詳細図』⁴⁷⁾ではこの地域には何の記号も記されていない。そして、昭和20年4月13日、B29、325機（警視庁報告では170機）をもって、下町残部から山の手一帯に烈しい爆撃があり、20万戸が焼失した。四谷・牛込・淀橋の3区の被害も甚大で、2万2000余戸が焼失した。淀橋区では下落合一～四丁目、上落合一、二丁目などが被害を受けている⁴⁸⁾。この空襲で上落合一丁目も焼失地域となった。

3. 『落合新聞』にみる落合処理場

落合処理場についての記事は2・7・14・15・17・18・21・45・47・49号の計10号にわたって掲載されている。その内容は、大きく「運転開始まで」、「処理場建設までの経緯」、「処理場建設による生活・環境への影響について」、「処理場覆蓋上の利用について」の4点にまとめられる。迷惑施設の受け入れは、放射七号線の建設とは別な面で永続的に地域住民に負担を強いる問題であり、地域の懸念と処理場建設にともない他地域にさきがけて地域にもたらされる文化的な生活である水洗化とそれが及ぼす生活・環境への影響について、受け入れにあたって住民が要求していた処理場覆蓋上の公園・野球場の建設が伝えられている。

（1）処理場の運転開始まで

落合処理場についての記事は、昭和37年6月10日第2号が初出である。その創刊時にはすでに建設が進んでいたこともあり、『落合新聞』の関心も高く、2面「落合処理場 三十九年春頃一部運転開始 臭気全くなし」の見出しで、

「神田川に沿って上落合一丁目の広大な焼跡に、昭和二十五年東京都市計画下水道が決定されてから、五十億円予算で工事は着々と進行しているが、現在約三分の一が出来上り、昭和三十九年三月頃には排水区域内の配管と併行して一部運転の予定という見通しになった。敷地面積は七・一ヘクタール（約一万一千五百坪）で、この処理場には、中野・杉並区の大部分及び新宿・世田谷・渋谷・豊島・練馬各区の一部に居住する総計約百十三万人の糞尿が集まってくる。最も心配されている悪臭については、最新の学理と技術を採用して高度に集約した中央集中管理操作方式を採用し、厚い鉄筋コンクリートで覆盖するから、「臭みの心配は全然ありません」というがこの処理場建設関係者のご自慢。環境上の美化にも特別な考慮が払われ表面は公園化し、都民のレクリエーションにも一役買い、一般に解放する計画。なお処理場の集中管理を行う本館は殆ど出来上り、ここには沈砂池・揚水ポンプの外、送風機、電気設備、塩素滅菌等が配置される。また集った汚泥は太い送泥管で豊島・北区を経て荒川を渡り小台処理場に入る。延長九四〇〇米」

と、建設の進捗状況、処理場の概要、地域の最も心配している「悪臭」がないこと、処理場上部を覆盖して公園として利用することが、処理場を中心に伸びる幹線を示す地図と建設途中の処理場の写真2枚とともに大きく伝えられている。特に「臭み」については、見出しにも「臭気全くなし」と迷惑施設が新技術によって悪臭の心配をしなくてよいという新技術を信頼する姿勢を見せている。

昭和38年1月27日第7号1面の「落合の現状と将来 放射七号補償金を提示 浄化水で金魚が泳ぐ汚水処理場」の見出しで都議会議員小野田増太郎との一問一答が掲載されている。そこではパリ、ロンドンの処理場と比較して、「規模、構造においても名実ともに世界一のものであろう。これが落合に出来ることになったのは禍を転じて福としたもの」と「名実ともに世界一」、「禍を転じて福」と最大限の評価をしている。そして、「浄水処理によって水は金魚が泳げるほど綺麗になる、これは川へ流す、あるいは工業用水として使う。」と、その処理能力と処理水の利用について伝えている。

（2）処理場建設までの経緯

昭和38年9月25日第14号1面では新宿区議会議員滝上源次郎による「下水処理場の思い出 落合処理場」が掲載された。そこでは

「新宿区発足間もない昭和二十三年、落合に一大事がおきました。それは、この土地に、汚水処理場を設置することになったからです。落合は火葬場でさえ移転して貰いたいと希望している人もいるのに、糞尿の処理まで引受けるとは、これでは住民が無関心で居れる筈がありません。驚きと憤りを受けました。この附近だけの汚水処理ならともかく、中野、渋谷、杉並等数十万人の分までここで処理するとあっては、人々は一斉に反対運動に

立ちあがった。町民大会はあちこちに起き、議員だった私等にも相当風当たりが強かった。新宿区としても特別委員会を設けて連日都当局に接^(ママ)渉し強く反対した。最初の建設予定地は上落合二丁目でした。いくら交渉しても上落合より外に適当な場所はないという。宿命の土地上落合、一寸移動して結局現在の一丁目に決定づけられたのです。」

と、昭和23年以來の落合処理場建設に至るまでの経緯が語られており、斎場の上に処理場という他地域の生活に関わる迷惑施設まで引き受けねばならないのかという反対運動の激しさに地域の本音が見られる。この記事にある滝上の記憶に従えば、昭和23年の段階で当初処理場建設地として上落合一丁目ではなく上落合二丁目との打診があったようである。昭和24年の計画発表時には上落合一丁目となっているが、変更の経緯については『下水道東京100年史』、『新宿区議会史』には記録はない。

昭和38年10月24日第15号2面「住みよい町に座談会（下）汚水処理場の完成はいつ頃」では、地域在住の主婦と区議会議員による座談会の話題の一つとして処理場の完成と地域の水洗化に対する期待を伝えている。そこでは、

清水 汚水処理場はいつ頃完成して、いつ頃から一般に水洗便所が使えるようになるのでしょうか。

滝上 処理場の建物の一部は完成し、目下全力をあげて下水道を作っている段階です。落合の一部はおそくとも、明年三月には使い始めるでしょう。六号線の東側と聖母病院の通りの西側、上落合が先に出来て、徐々にその周辺に拡って行くことになるでしょう。

清水 すると落合全体で完成するのは一

滝上 二、三年はかかるでしょうね。

清水 できれば、どの地区がいつ頃できるか、おおよその工事予定が前もって知らせてもらえますと好都合だと思いますが……。

滝上 都の予算のこともあって、その予定というのがなかなか厄介なのですが、……でも、お気持ちはよく分りました。

と、いつ頃から利用できるのかとの問いかけがある。完成を心待ちにする地域の期待の表れといえよう。

昭和39年2月13日第17号1面「順調に進行 四月始め一部運転開始 汚水処理場」の見出しで運転開始間近の処理場の様子が伝えられている。その中の小見出し「水洗にする費用」で落合の水洗化開始直前のころの様子が記録されている。

「一月三十一日、上落合の汚水処理施設建設事務所に江口豊土工務係長を訪ね、進行の現状を訊ねたところ、「本年度中には予定の箇処を完了し、四月始めには一部運転を開始

する」と答え、種々説明の後「近いところからきまりをつけていく」と云った。これまで完了した幹線は、戸塚西幹線の全部と神田川幹線は上落合一丁目、小滝町、川添町、相生町を経て、六号環状線まで。妙正寺川幹線は妙正寺川に沿って中井道に出、栄通りの踏切まで本管が埋った。四月始め一部水洗にできる処はほぼ次の通りである。上落合一丁目は六環に沿う部分を残して全部。下落合一丁目は目白通り北側の一部を残して全部。下落合二丁目は知久会と聖母病院通りの両側が水洗にすることができる。六環内側で残った処はオリンピックまでに完了の計画で、六環以西はひきつづき行なう。」

と、工事の進行状況が記されている。次いで「水洗にする費用」の小見出しで、

「各家庭で水洗にするための配管工事は都の技能証明を有する者が行ない、大方の水道工事店は資格証明を持っているでしょう。費用は各家庭の便所から側溝のレ型マンホールにつなぐまで、三メートルの配管で二万六千円、一メートル増減するごとに五、六百円増減される。距離がとおくて途中マスを入れる場合は一箇につき三千円かかる。年収八十四万円以下の家庭は八千八百円の助成金が都から出る。民生保護を受けている家庭は一万七千七百円助成される。道路の両側がU字溝のところは深さ八〇センチのレ型マンホールにかえるため掘返すが、レ型のあるところは本管はそのまま水洗にも使える。レ型マンホールは一軒につき一箇つけ、家並の状態で共同になるところもある。私道に面して距離の遠い処はまだはっきりしていない。水洗にする予定の家庭は道路配管工事のとき工事員に云ってくれば、マンホールの部分に穴をあけ、そのきわの部分だけ無料で工事してくれる。」

と、水洗化に対しての費用、助成金について紹介している。文化的生活を享受するための対価についての紹介である。

また、運転開始間近の処理場の様子については、次号の昭和39年3月12日第18号2面「落合下水処理場」で写真付きで、「四月始め一部^(ママ)運転開始をめざし日々完成を急いでおり、中央曝気槽上の公園も芝が植えられきれいに化粧されてきた。係の人が、この公園に入れるようになるのはもうじきでしょうと云っていた。暖かくなれば芝も根をはり、やがて緑の公園がお目見得することであろう。」と受け入れ時の住民からの条件であった覆蓋上の公園工事の進捗状況を伝えている。

(3) 処理場建設の生活・環境への影響

一方で、昭和39年4月11日第19号1面「水洗切替覚書 都は奨励するけれど」の見出しで、水洗化に対しての無条件の礼賛ではない批判的な視点が示される。放射七号建設時の補償を報じる姿勢にもみられたが、水洗化に関する下水料金への批判が展開されている。下水道の設置

によって地域が受け入れざるを得ない経済的な負担について詳細な知識にもとづき報じられている。それは、悪徳業者の横行の情報であり、住民の権利についてであり、行政への対応などである。そこには『落合新聞』の批判的な視点、啓蒙的姿勢があらわれている。

「落合下水処理場が操業を始めたので都はしきりに水洗切替えを奨励し水道工事店は外交戦術が活発になった。家庭や会社では水洗便所を設ける計画がふえている。水洗は臭くはないし清潔で文化的な生活とはいうけれど、しかし無条件で喜んでいられない問題点もあるようだから今回は主にそういう面をいくつかつまみあげてみることにした。」との問題提起ののち、「下水処分料は水道料金の三割 井戸水の量も含む」の小見出しで、

「下水処理場が出来たり配管が了るとこれらの施設は都のものだから都や下水道局が無料で使わせてくれると思っている人も多いが水洗にしようとしまいと使用料はとられる。その料金は水道料金の十分の三で井戸水の使用水量も別料金で加算される。井戸ポンプにはメーターを付けるか人口計算で行う。井戸水の規準は風呂屋は排出量一立方メートルにつき四円五十銭、その他家庭や工場などは一立方メートルにつき五円。風呂屋は公衆衛生という点で少し安いそれでも基本量の十立方メートルまでは水道の水より井戸水の方が高い。手押しポンプの場合は人口計算で行われている模様で五人までが一〇立方メートルで計算になり一人増すごとに二立方メートルずつ増加する。水洗便所にすれば「し尿」処分料として便器一個につき二十円これも加算される。したがってこれまでの汲取料に較べれば殆どが高くなり水を大量に使用する浴場や工場などは相当に高くなる。つまりこれら料金が下水処理場と下水道管の使用料となるわけである。」

と、「東京都下水道条例」の内容を引きながら下水道設置後の料金についてかみくだきつつ試算をしている。次いで、

「地域によっては水洗にできる処とできない処とがある。できる処を甲地区といい、できない処を乙地区という。この辺の乙地区には上落合二丁目の一部や西落合にも少しある。乙地区でも下水道管使用料がとられる。水洗便所を使用できる処から比べれば安いけれども水道料金の十分の二。浴場や工場も甲地区に比べて少し安いだけでただではない。川へ流れるのを止めて処理場へおくり込むようになれば甲地区に変わる。」

と、下水道が使用できる地域とできない地域があることについて触れる。そして、

「水洗にできる地区で新たに新築する場合は必ず水洗便所にしなければならないでしょうと丸の内の下水道局管理部業務課の人がいった。既得権のある家は自由であるが、下水

道管使用料はとられるのだから強制という言葉は不適當かも知れぬが強制されるような印象は与える。そのせいか助成金制度にも不満をまねいて一部に請願運動が行われている。参考までにもう一ぺん補助金の制度を記そう。昨年九月十五日までは誰にでも五千五百円の補助金が都から出たがそれ以後は法規が変り、年間平均七万円未満の家庭だけが八千八百円、特別区民税の非課税者及び課税保留者には一万七千七百円補助される。工事基本料金は三メートルの配管で二万五六千円のもあるけれども、トイレットまでの水道工事は含まない。水道が出ないからタンクをあげたり井戸掘をすればぐっと高くなるでしょう。」「私道に面した家庭が工事をする場合は公道まで流し込むまでの分が個人負担の配管になる。現状では公道に配管するのが精一杯で私道の分まで都にはその予算がないという。水洗にしなくても下水の処分料は甲乙の地区に準じて徴収される。この辺は私道が多い。』

と、17号で紹介した助成金について、前年9月15日に変更になった助成金制度について詳細に紹介している。

「悪い業者が横行している模様。例の一 地主へ何やら貢物などを運び、地主の許可だけで私道に支管を埋めた。店子は泣き寝入りで金を支払われ問題になった。水洗にしないのは個人の自由。例の二 早く水洗にしないと汲取が来なくなるとおどかしたり強制的な言葉を使ったりして契約書にはんを押させる。神田方面でもまだ汲取が行われている。たとえ一軒でも都は汲取に来てくれる筈。予算の都合で出来ないことを苦にしている人もいるが世の中には日本便所にはいうにいわれない日本的な郷愁があって水洗はいやだという人もある。よい業者は親切に説明してくれて見積りをきちんとしてアフターサービスをよくし補助金の申請は無論、工事設計や施工手続きもしてくれる筈。』

と、悪徳業者が横行している様子を実例を挙げて報じている。最後に「処理場には限界 大雨が降れば川へ」の小見出しで、

「落合下水処理場が受け持つ範囲つまり昭和三十九年三月現在約百二十三万人（建設当初百十三万人）の人間を擁する地域の水は雨水を含めて全部ここに流れ込む。けれども処理場の許容量には限界があって大雨が降れば処理しきれず余分は直接川へ流れ落ちる仕組みになっている。幹線が川に沿ってあるのはそのためだとえ処理場に近い家庭でもいったん妙正寺川や神田川の落口まで下水が流れてそこからまた処理場へ戻るための主管に入る。余分が川へ落ちて水量が多いから臭くはない。』

と、処理場の処理能力について説明している。処理能力を超えた下水は川へ流れ込むが、ここでも「臭くはない」と地域の懸念を解消しようとする姿勢をみせている。

また、昭和39年6月23日第21号1面「下水道工事で地下水枯渇 近所へもらい水」の見出しでは、工事の影響である地下水の枯渇が伝えられている。

「翠ヶ丘の高台に沿う中井道一帯の低地は地下水が豊富良質で、むかしから井戸水に頼っている所が多かったが、妙正寺川幹線工事が行われてからは急に井戸水が出なくなった。そのために附近では貰い水をする家庭が増えてきた。」と、六の坂下、中井道以南の旧・下落合五丁目での井戸水の枯渇について伝えている。高台に浸み込む雨水が中井道を掘返す妙正寺川幹線によって遮断されたことが原因で、工事中は臨時水道管により補給したが、工事完了と共に撤去したので再び貰い水をしている。さらに工事進行の場合は増々困難する所も殖えるものと見て、四五丁目町会（北原正幸会長）ではこの問題を重視調査したところ、同地域には消火栓がないために火災防止の見地からも安心できないので下水道配管を万全にし、消火栓を数箇所設置して貰うことを決めた。」

と、下水道設置に伴う影響とその対策としての消火栓設置の要請を伝えるのである。

（4）処理場覆蓋上の利用について

昭和39年3月1日に日本初の覆蓋処理場として運転開始した落合処理場覆蓋上の公園の完成と開放については、昭和39年6月23日第21号1面「『落合公苑』開放 処理場一部完成祝と共に 去る五月二十五日から」の見出しで伝えられている。

「この春から一部操業を始めている上落合一丁目一〇〇番地、落合下水処理場は去る五月二十五日、場内特設祝賀会場に旧地主ほか建設関係者多数を集め第一次完成祝賀会が催された。昭和三十五年七月建設に着手以来四年間、計画は多くの人々の犠牲と努力によって予定通り初期の目的を達したわけである。この日東京都知事東さんは第一沈殿池屋上の「落合公苑」を都民一般に開放するためにテープを切り遊園を許可した。「落合公苑」は約一万平方メートル（第二次計画が完成すればこの倍）。緑の芝生と季節の草花を織まぜた美しい公苑。まだ広く知れわたっていないせいかな参観者もまばらだが、ゆるやかなカーブを描く本館の立体的な調和が汚水処理場とは思えない清潔さを誇っている。園内にはテニスコートのほか、広い砂場、ブランコ、小供用鉄棒等の施設が完備し展望もよいため近所の人々には至極人気を集め、正面入口にある噴水はこの処理場で処理した汚水を活用、参観者を歓迎している。“はとバス”も観光コースの一つに予定しているようだ。」

と、広く美しい公苑を持ち、迷惑施設とは思えない清潔さと、はとバスの観光コースにもなるうかという充実した設備と先進技術を誇るまちの“自慢”となった処理場について伝えている。

落合処理場関連の最終記事は、昭和42年9月21日第49回1面「落合処理場拡張工事中 魚

の棲む夢の川に「遠い将来ではなさそう」の見出しで、終刊に向けた落合処理場建設の進捗に関する総括記事となっている。

「去る七月上旬から上落合一丁目落合処理場の拡張工事が始まっている。第三建設工事事務所に聞いてみると、今度の拡張は処理場南側の空地の約半分の部分で、全体の四分の一の機動力が施設される。年度内に第二沈殿池（神田川寄りの露出池）を三池、曝気槽（真中の高い所）二槽の屋上を除く下の部分を完成させ、来年度は機械を入れ四十四年四月頃には運転を開始する。この工事が終ると落合処理場の活動能力は七五％～八〇％となり、汚水処理範囲は環状七号線の外側まで伸びる勘定だ。さらに、四十五年度末には残り部分を完成させ、四十六年四月には全機能を運転する計画。この全下水道計画が完了すれば、杉並、練馬方面の神田川、妙正寺川はすっぽりと下水道網に包まれるから川は見ちがえるようにきれいになり、やがて魚の棲む夢の川がやってくる。」「処理された水は魚がすむには好適だ。成長率も早い。だが流域の殆どの水が下水管を通過して処理場に集まると、処理場より上流は干上がってしまいはないかと聞いてみたら、池、地下水等は現代考えるほど心配はないだろうという。水量は三〇センチあれば魚は十分にすめる。セーヌ河のように都会の中で釣が楽しめる夢の実現も遠い将来ではなさそう。だがこれには沿岸の都民が、ゴミ、廃液を捨てない協力が必要であると付け加えていた。なお、現在の処理場で水洗便所の普及率は今年中に四七％～五〇％になる見通し。」

と、伝えている。「川は見ちがえるようにきれいになり、やがて魚の棲む夢の川がやってくる。」「セーヌ河のように都会の中で釣が楽しめる夢の実現も遠い将来ではなさそう。」と工事事務所の言をひきながら環境汚染解消への処理場機能に対する期待が報じられるのである。

また、同号では、「屋上に野球場を 上落合東部町会で署名運動」の見出しで

「上落合東部町会（小林繁雄会長同町二の三の二）では、青少年の健全育成を目的に、今後拡張される落合処理場の屋上に野球場併設の陳情署名を起こした。工事中を含む処理場の南側は敷地約三万三千平方^{メートル}、最後の拡張工事が昭和四十五年三月に完了すると中央曝気槽上は約一万平方^{メートル}の広場に出来上る。軟式野球には理想的な広さなので、ここを球場にしてもらおうというわけ。現在、新宿区内には区軟式野球連盟に加盟している主なチームだけでも百三十四チームもあり、今後ふえる一方（新宿区新聞六月十五日号）球場不足で青少年の健全な欲求をはばんでいる。さらに北側の既設広場は緑の芝生と四季の草花を織りまぜた美しい高台公苑だから、環^(ママ)況すこぶるよく、散策によし、観覧席を設ければ観覧と憩いをかねた一石二鳥のレジャーが楽しめるというもの。代表署名は九月中旬まで集め前都議会議員小野田増太郎氏の紹介で上落合東部町会長小林繁雄氏らが、美濃部都知事および佐野幸作下水道局長に陳情をする予定になっている。」

と野球場建設に関する総括記事も掲載されている。美しく誇るべき公苑に次いで、拡張する覆蓋上を野球場として青少年のために利用しようとする町会の陳情の動きに賛意を示すものとなっている。この動きは現在の落合中央公園野球場の建設に結実するものである。

この処理場覆蓋上の野球場建設については、昭和42年3月31日第45号1面タイトル下の「処理場を野球場に」で報じられた「上落合東部町会（小林繁雄会長）では、四月地方選挙終了後上落合一丁目落合処理場の東側約三万三千平方メートルの空地を工事の際は施設の屋上に野球場を併設してくれるように陳情署名運動を起す計画を進めている。」と小さな記事であるが、今後の野球場建設についての陳情運動計画があることについて触れている。その続報であり、野球場建設に向けた陳情署名運動の具体的な動きの報道となっている。

（5）処理場建設に対する『落合新聞』の姿勢

処理場が地域にもたらすのは、下水道普及による生活環境汚染の解消であり、衛生的でありかつ文化的な水洗化の生活である。この恩恵は落合地域のみならず他地域にももたらされる。しかし処理場は地域からみれば斎場と並び他地域より引き受けねばならない迷惑施設でもある。地域による処理場反対運動の展開や建設の受容は『落合新聞』発刊前に決着しており、発刊時には、すでに工事も進捗していた。迷惑施設の受け入れは『落合新聞』発刊期間には所与のこと、その受け入れまでの経緯も「思い出」という町の歴史の1つとして扱われた。運転開始に関連する記事も批判ではなく処理場建設にともなう文化的な生活の享受に対する期待が多く記事になっている。批判すべき対象は、「町の利益」を損なうような暴利をむさぼらんとする悪徳業者であり、水洗化という文化的な生活に対して支払うべき対価の高さである。処理場建設の影響についても地下水の枯渇について取り上げるが厳しい批判にはなっていない。処理場そのものについては、迷惑施設がもたらす負の側面よりも地域共同体が受けるであろう恩恵に対する期待に多くの紙面を割いている。日本初の処理場覆蓋上の公園について、迷惑施設ながらも環境に対する配慮もあり、世界に類をみない新技術により誇るべきまちの財産として受け入れている姿勢を見せている。野球場建設の陳情運動に賛意を示すのも覆蓋上の公園としての利用に大きな価値を認めたからである。美しい公園を持つ処理場の新しい落合地域のシンボルとしての期待、建設でもたらされる清潔で文化的な生活に対する期待が記事からうかがえる。落合処理場とその覆蓋上の公園は、高度成長期の落合の象徴の一つとしてとらえられているといえよう。

IV. まとめ

落合地域は1960年代、住居表示と放射七号線によって名実ともに分断された。行政によって設定された「破壊」であった。住居表示と放射七号線という「破壊」によって失われたものは、静寂な街の文化であり、物理的なまちのつながりであり、地域アイデンティティのもととなる住民の結びつきであったが、この2つの問題ともに反対の動きはみられるものの、それ

を落合地域は甘んじて受け入れていった。この分断は、落合の「戦前」的な「古い落合」の終わりであり、「破壊」は「現代」につながる「新しい落合」の出発点となった。『落合新聞』はこれらの「現勢を伝える」ことで地域の人々の心情が放射七号線建設とその受容という地域の60年代的課題と向き合っていたことを記録し伝えていた⁴⁹⁾。

しかし地下鉄建設は、落合地域にとってこのような有形無形の分断はみられない。「破壊」ではないので静寂も物理的なまちのつながりも地域アイデンティティも喪失しないのである。喪失するものがないのであるからそこに闘争はない。「町の利益」を損なうことがないので、そこに地域がいかに向き合ったかという人々の心情は記録されず、そこには落合地域の60年代的課題も見いだせないのである。この地下鉄建設についての記事に地域住民の意見や投稿がみられないこともその証となろう。地下鉄建設の問題は目に見える地域の「破壊」もなく、8号線などの期待はあるものの「新しい落合」の象徴とはなりえないのである。

一方、落合処理場の建設は、受け入れの際の歴史に120軒ほどの立ち退きや猛烈な反対運動といった地域共同体の「破壊」や闘争があり、その代償としての新技術・文化的な新生活に対する大きな期待があった。処理場の建設で落合の住宅街としての特質が失われるという議論は建設反対運動として昭和20年代半ばに繰り広げられたが、『落合新聞』が処理場について扱ったところは、すでに解決済みのことであった。反対運動で住民側が受け入れに際しての条件とした悪臭対策としての覆蓋上の公園は、世界に類を見ない新技術ということで、ほとんどのバスコースにも取り入れられるようなまちの誇りとなっていく。この迷惑施設受け入れに対する補償の象徴である公園設置については多くの紙面が割かれている。補償の象徴である美しい公園と高度経済成長期の落合の象徴的な新しい生活である、水洗化という文化的な生活による圧倒的な新たな利便を「新しい落合」の地域の住民は享受するのである。

『落合新聞』の問題意識として「町の利益を擁護する」という姿勢が常にその根底にある。『落合新聞』の地域に対するまなざしである。住居表示実施や放射七号線建設では「町の利益」を損なうような歴史的・文化的・地理的な具体的な分断がみられるようになったため、『落合新聞』はその代償としての補償を要求する地域の闘争を支持していった。本稿でとりあげた地下鉄建設・処理場建設に関しての『落合新聞』の問題意識も、「町の利益を擁護」し、その目的でいわれるように落合の「現勢」を伝えることであったはずだ。「現勢を伝える」とはすなわち地域の人々のくらしの現在を伝えることであり、地域の人々の心情を伝えることである。しかし、この点に関して殊に地下鉄建設では、竹田の地下鉄に関する考えはみられるものの住民の発言はほぼ掲載がなかった。『落合新聞』は「現勢を伝える」ことで地域の人々の心情を扱い、記録し、伝えたのであるが、この地下鉄建設に関しては人々の心情の扱いはなく、事象の記録にとどまっている。一方、処理場建設については、水洗化に関する費用や野球場建設についての町会の動きなどを伝えることによって地域の意識を喚起する役割を果たしたと評価することは出来よう。

高度成長期以前の落合とその後の落合には分断がある。この高度成長期に、それまで都市周

縁であった落合地域は膨張する「東京」に包含されていった。バイパスの役割が期待された東西線が落合地域を通るようになり、地域住民以外の百数十万の増え続ける人々の生活排水を落合処理場が処理するようになった。失われつつあったが静謐な住宅街であり続けつつ、一方でこれらのインフラによって大東京の発展を補完する役割を担うのである。インフラ整備が質的・量的に拡大する中で『落合新聞』は、高度成長期の地域の共通体験としての地下鉄建設・処理場建設を「東京」に包含されつつあるまちの「現勢」として記録したのである。

【注】

- 1) 土木学会 帝国鉄道協会『土木学会誌』第5巻第3号附録 大正8年
- 2) 帝都高速度交通営団『営団地下鉄五十年史』平成3年 16ページ
- 3) 『同上』27ページ
- 4) 『同上』72ページ
- 5) 『同上』95～96ページ
- 6) 帝都高速度交通営団『東京地下鉄道東西線建設史』昭和53年 36ページ
- 7) 『同上』37ページ
- 8) 『同上』38～39ページ
- 9) 『同上』1ページ
- 10) 『同上』76ページ
- 11) 『同上』98ページ
- 12) 『同上』21ページ
- 13) 『同上』22ページ
- 14) 『同上』22ページ
- 15) 帝都高速度交通営団『東京地下鉄道日比谷線建設史』昭和44年 119ページ
- 16) 『同上』204ページ
- 17) 帝都高速度交通営団『東京地下鉄道有楽町線建設史』平成8年 16ページ
- 18) 『同上』19ページ
- 19) 『同上』33～34ページ
- 20) 『同上』35～36ページ
- 21) 『同上』58ページ
- 22) 下水道東京100年史編纂委員会『下水道東京100年史』東京都下水道局 平成元年 394ページ
- 23) 『同上』744ページ
- 24) 『同上』412ページ
- 25) 『同上』409～410ページ
- 26) 『同上』412ページ
- 27) 『同上』418ページ
- 28) 『同上』418ページ
- 29) 『同上』1039ページ
- 30) 『同上』419ページ
- 31) 『同上』419ページ
- 32) 『同上』419ページ
- 33) 新宿区議会『新宿区議会史 通史編』平成9年 96ページ
- 34) 『同上』97ページ この東京都の第2候補地の提案に対し、あらたに提案された地域の周辺住民

から強硬な反対運動が起こり、一応原案地域住民提示の変更案は解消することとなった。このため、新宿区議会および原案反対住民は、さらに修正案として同5年に決定していた郊外下水道の計画をそのまま実現すべきであるとし、新宿区内への処分場設置に反対した。(『下水道東京100年史』423ページ)

- 35) 『同上』419ページ
- 36) 『同上』420ページ
- 37) 『同上』424ページ
- 38) 『新宿区議会史 通史編』98
- 39) 新宿区教育委員会『地図で見る新宿区の移り変わり―戸塚・落合編―』人文社 昭和60年 466ページ
- 40) 新宿区立新宿歴史博物館『ガイドブック新宿区の文化財 史跡(西部編)―改訂版―』平成10年 125ページ
- 41) 『地図で見る新宿区の移り変わり―戸塚・落合編―』380～381ページ
- 42) 近藤健藏『落合町誌』落合町誌刊行会 昭和7年204ページ
- 43) 『同上』390～391ページ
- 44) 『落合町誌』201・p205ページ
- 45) 『同上』392～393ページ
- 46) 『同上』394～395ページ
- 47) 『同上』396～397ページ
- 48) 新宿区『語りつぐ平和への願い』平成4年 39ページ
- 49) 拙稿『『落合新聞』の研究(2)』